

【小学校1～3年生向け】令和4年度版

電子メディアとの付き合い方

〔学習ノートA〕

児童のみなさんへ

このノートは、みなさんがパソコンやタブレットを使って勉強したり、遊んだりするときに思いがけない失敗をしないようにするため、学校や家で学べるようにつくりました。このノートを使ってパソコンやタブレットなどの利用の仕方を友だちやお家の人と話し合ったり、自分の使い方を振り返ったりしてみましょう。

保護者の皆様へ

電子メディア機器(*)は、私たちの生活に欠かせないものとなりつつあり、令和3年度から始まった「GIGAスクール構想(*)」により、小学校の学習でもパソコンやタブレットが活用されるようになりました。電子メディア機器は便利で楽しいものですが、不適切な使い方による人間関係のトラブルや、使い過ぎによる生活習慣の乱れなども問題になっています。子どもたちがトラブルに巻き込まれることなく、電子メディア機器と上手に付き合っていくことができるよう、このノートを作成しました。ノートは子どもたちが「自分で考え」、家庭で「話し合う」構成になっています。ご家庭での電子メディア機器利用のルールづくりに、ぜひご活用ください。

(*)電子メディア機器…スマートフォン・パソコン・タブレット・携帯音楽プレーヤー・ゲーム機など

(*)GIGAスクール構想…児童生徒1人1台学習用端末・高速大容量通信ネットワークにより、多様な子どもたちに個別最適化され創造性を育む教育を、全国の学校現場で実現させる文部科学省の構想のこと。(GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略)

ねん
年

くみ
組

ばん
番

なまえ
名前



鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会
(事務局：鳥取県教育委員会事務局社会教育課)

令和4年9月作成

タブレットを使うときは

ひろしさんは、家のタブレットで、動画を見ることに夢中になっています。

ひろしさんはときどき、夢中になりすぎてやくそくより長い時間見たり、ねころんで見たりしてしまって、家族に注意されます。最近、学校の黒板の字が見えにくくなってきました。

ひろしさんは、「これ以上黒板の字が見えにくくなるとこまるな。」と、少し心配な気持ちです。

学校でタブレットやパソコンを使うときには、どんなきまりがあったかな？



かんが
【考えてみよう】

① ひろしさんは、なぜ黒板の字が見えにくくなったと思いますか。

② タブレットを使うときは、どんなことに気をつけたらよいと思いますか。

いえ ひと はな あ
【家の人と話し合ってみましょう】

タブレットを使うときのルールを話し合ってみましょう。(テレビやゲーム、パソコンを使うときのルールも話し合ってみましょう。)

★お家の方へ

話し合う際には次ページの「保護者の皆様へ①」を参考にしてください。

先生のサイン

保護者の皆様へ ①

タブレット端末を使うときのポイント

- 目を画面から30cm以上、離して使いましょう。
⇒ 30cm以上離して見るには、良い姿勢を保てるようご配慮ください。
- 30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見ましょう。
- 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調節しましょう。



令和3年度から始まった文部科学省の「GIGAスクール構想」により、学校の授業で一人一台のタブレット端末を使った学習が本格的にスタートしました。端末を使うときの健康面でのポイントを学校でも指導しますが、特に低年齢のお子様、家庭でタブレット端末等(パソコン・スマートフォン・ゲーム機など)を使うときには、保護者の方も気にかけていただき、適切な使い方ができるように話し合しましょう。

「令和2年度学校保健統計調査」(文部科学省)では、裸眼視力が1.0未満の小学生の割合が37.52%に上ることが分かりました。肥満傾向の児童・生徒の割合も前年比で増加しており、コロナ禍の「巣ごもり生活」による電子メディア機器の使用時間が増えた影響も指摘されています。コロナ禍での外出自粛により「おうち時間」が増えている今、家庭での過ごし方として電子メディア機器以外の楽しみ方も考えてみましょう。



■ 学校種別 裸眼視力1.0未満の割合(令和2年度) ⇒ 学年を追うごとに割合が増えています。

未就学児	小学生	中学生	高校生
27.90% (約3.6人に1人)	37.52% (約2.7人に1人)	58.29% (約1.7人に1人)	63.17% (約1.6人に1人)

参考資料(出典)

文部科学省・鳥取県教育委員会では、タブレット等の端末利用にあたっての子どもたちの健康への配慮に関するリーフレットを作成しています。下記URL・QRコードからご覧ください。

(文部科学省)

「タブレットを使うときの5つのやくそく(児童用)」

「一人1台の時代となりました—ご家庭で気をつけていただきたいこと(保護者用)」

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00001.html



(鳥取県教育委員会)

「【STEP0(ステップゼロ)】端末を利用するときに気を付けること」

URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/297949.htm>



家庭で読むページ(家の人と一緒に読みましょう)



インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分やまわりの人を守るために知っておきましょう。

① 世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は、世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」とおもっていても、だれかが転送すれば、世界中に公開されてしまいます。

② 一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも、誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

③ 情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができるので、信用できない情報も多く、情報を手に入れる時には正しい内容かどうかを確かめる必要があります。

④ 相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じたり、相手を傷つけてしまったりする場合や、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また、相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあるということを知っておきましょう。

⑤ 夢中になってやめられなくなることがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になってしまうようなサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存症になってしまう可能性もありますので、使う時間を決めましょう。

「メディア21:00」運動

21時以降は友だちを巻き込むようなメッセージのやりとりやチャット(会話)ができるコミュニケーションツールやゲームをやめて相手の時間を大切にしようという運動です。鳥取県PTA協議会が提唱し、様々な団体がいっしょに運動を進めています。生活習慣をくずさないようにするためにも「メディア21:00」運動に取り組みましょう。

※電子メディア機器の利用や購入を推奨する運動ではありません。

自分だとわからなければ

昼休けいに、はるよさんは友だちとドッジボールをしていました。はるよさんが投げたボールがなつ子さんに当たったように見えたのに、なつ子さんは「当たってないよ」と言うので、言い合いになり、はるよさんはドッジボールをやめて自由ちょうに絵をかくことにしました。

自由ちょうを開いたはるよさんは、絵をかこうと思いました。しかし、気持ちの落ち着かないはるよさんは、「なつ子さんのうそつき!」と書いていました。

その日の夜、はるよさんが家でテレビを見ていたら、自然を守る活動をしていた人が、知らない人からインターネットに「テレビにうつって、自分が有名になろうとしているだけだ。」と書きこまれ、悲しい気持ちになったというニュースがながれました。

書きこみをした人が見つかって「自分が書いたとは分からないと思っていたし、だれも自分の書きこみなんて読まないと思っていた」と言っていました。その悪口の書き込みは何万人もの人に広まったそうです。はるよさんの家族は、「本人に会って言えないことをこっそり書きこむなんて、ひどいよね。」と話していました。

はるよさんは、このニュースを見たあと、なぜかなつ子さんの顔がうかんできて、心がもやもやしました。



かんが
【考えてみよう】

① 自由じゆうちょうに、「なつ子なつこさんのうそつき!」と書かいたとき、はるよさんはどんな気持きもちちだと思おもいますか。

② はるよさんはニュースを見みたあと、どうして心こころがもやもやしたのでしょうか。

いえ ひと はな あ
【家の人と話し合ってみましょう】

自分じぶんがしたとわからなければ、何なにを言いったり、書かいたりしてもよいでしょうか。

★お家の方へ

話し合う際には次ページの「保護者の皆様へ②」を参考にしてください。

先生のサイン

保護者の皆様へ ②

ポイント

- 悪口に対して悪口で返しても解決にはつながりません。特にインターネット上では匿名で書き込めるため、極端な意見や攻撃的な口調になりやすいと言われています。
- 冗談のつもりで書き込んだとしても、他人に被害を与えると、「侮辱罪」「名誉棄損罪」「脅迫罪」「威力業務妨害」などに問われる可能性があります。

2018年には、ある芸能人への誹謗中傷に対して、投稿者を特定するための裁判が行われました。その結果、誹謗中傷を行った人物が特定され、2020年に刑事告訴されました。最終的には示談金315万4000円を支払うこととなった事例があります。

また、2019年に起こったあおり運転事件に関連して、ある男性が事件とは無関係の人物の写真を添付し、「早く逮捕されるように拡散してほしい」とSNSに投稿しました。裁判では、この男性の行動が、無関係の人物の社会的評価を低下させた事実が認められ、33万円の損害賠償が命じられています。

インターネット上でグループトークをしている際の悪口や仲間外しなどのインターネットいじめ・トラブルは、グループのメンバー以外が読むことができないため人目につきにくく、大人が発見することが難しいのが現状です。

しかし、被害を受けた子どもには、何かしらの変化が現れるはずです。身近な大人が日々の生活の中の行動や会話に現れる変化・違和感を見逃さないことが早期発見につながります。



こま 困ったときの相談窓口

もしものときや、こま 困ったときは、ひとり で悩まず、こま 相談しましょう。親身になって話を聞いてくれます。

インターネットを利用した犯罪に あつたら

とっとり けんけいさつ ほんぶ
【鳥取県警察本部】

【警察相談専用電話】 #9110 (通常の通話料がかかります。ダイヤル回線及び一部のIP電話不可)
0857-27-9110

【サイバー犯罪対策課】 0857-23-0110 (代表)

【電子メール】 k_haiteku@pref.tottori.lg.jp

架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら

しょうひしゃ
【消費者ホットライン】 188 (局番なし)

とっとり けんしょうひ せいかつ
【鳥取県消費生活センター】

とうぶしょうひせいかつそうだんしつ
【東部消費生活相談室】 0857-26-7605 (県庁第2庁舎2階)

ちゅうぶしょうひせいかつそうだんしつ
【中部消費生活相談室】 0858-22-3000 (倉吉交流プラザ2階)

せいぶしょうひせいかつそうだんしつ
【西部消費生活相談室】 0859-34-2648 (米子コンベンションセンター4階)

ネットいじめに 悩んだら

そうだんでんわ
【相談電話・メール】

【24時間子供SOSダイヤル】 0120-0-78310 (無料・毎日24時間)

【いじめ相談メール】 ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

【いじめ110番】 0857-28-8718 (毎日24時間)

【子どもの人権110番】 0120-007-110 (平日のみ8:30~17:15) (無料・IP電話不可)